

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(申請等に係る電子情報処理組織等)

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機(次条第九項、第五条第一項及び第二項並びに第五条の二第一項において「特定電子計算機」という。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 省 略

(事前届出等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者(次条第一項ただし書(第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む。))又は第五条の二第一項の規定により申請等を行う者(第二号を除く。))又は電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行う者(第八条第一項ただし書の規定により国税の納付を行う者(第二号を除く。))は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

一 氏名(法人については、名称。以下この条及び第五条の二において同じ。)、住所又は居所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び第五条の二において同じ。)(国税に関する法令以外の法令の規定に基づき当該申請等を行う者とする者又は法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)

二・三 省 略

2 省 略

3 税務署長は、次条第一項ただし書(第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む。)の規定により申請等を行う者とする者及び第八条第一項ただし書の規定により国税の納付を行う者とする者に対し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することが

改 正 前

(申請等に係る電子情報処理組織等)

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機(次条第八項及び第五条第一項において「特定電子計算機」という。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 同 上

(事前届出等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者(次条第一項ただし書(第一号に係る部分に限る。))の規定により申請等を行う者(第二号を除く。))又は電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行う者(第八条第一項ただし書の規定により国税の納付を行う者(第二号を除く。))は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

一 氏名(法人については、名称。以下この号及び第五項第一号において同じ。)、住所又は居所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第五項第一号において同じ。)(国税に関する法令以外の法令の規定に基づき当該申請等を行う者とする者又は法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)

二・三 同 上

2 同 上

3 税務署長は、次条第一項ただし書(第一号に係る部分に限る。))の規定により申請等を行う者とする者及び第八条第一項ただし書の規定により国税の納付を行う者とする者に対し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

4 省 略
きる入出力用プログラムを提供するものとする。

5 第五条の二第一項の規定により同項に規定する申請等を行うおうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならぬ。
一 当該申請等を行うおうとする者の氏名、住所又は居所及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。次項第一号及び第五条の二第四項第一号において同じ。）

二 当該申請等に係る認定電子計算機（第五条の二第六項に規定する認定電子計算機をいう。次号において同じ。）の名称

三 当該申請等に係る認定電子計算機について第五条の二第一項の認定を受けた者の氏名及び住所又は居所

四 当該申請等の種別

5 其他参考となるべき事項
6 電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行うおうとする者のうち、第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して国税の納付手続を行うおうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならぬ。

一 氏名、住所又は居所及び法人番号

二・三 省 略

7 次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める届出事項に変更が生ずることとなったときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならぬ。

一 省 略

二 第五項の届出をした者 同項第二号から第五号までの届出事項

三 省 略

8 税務署長は、既に第四項の規定により識別符号の通知を受けている者が、第一項第二号の届出事項に変更が生ずることとなったことにより前項（第一号に係る部分に限る。）の届出をした場合には、当該届出をした者に対し、暗証符号を通知し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

9 電子情報処理組織を使用する方法により第一項又は第七項（第一号に係る部分に限る。）の届出を行う者は、特定電子計算機から、これらの規定

4 同 上

5 同 上

一 氏名、住所又は居所及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二・三 同 上

6 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める届出事項に変更が生ずることとなったときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならぬ。

一 同 上

二 同 上

7 税務署長は、既に第四項の規定により識別符号の通知を受けている者が、第一項第二号の届出事項に変更が生ずることとなったことにより前項第一号の届出をした場合には、当該届出をした者に対し、暗証符号を通知し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

8 電子情報処理組織を使用する方法により第一項又は第六項第一号の届出を行う者は、特定電子計算機から、これらの規定により税務署長に届け出

により税務署長に届け出なければならないこととされている事項を入力して送信することにより、当該届出を行わなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第五条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等（前条第一項又は第七項（第一号に係る部分に限る。）の届出を除く。以下この条において同じ。）を行う者は、前条第二項の出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項（次項及び第四項において「申請書面等記載事項」という。）並びに同条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

- 一 当該電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第六条第三号及び第八条第一項において同じ。）を用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合 識別符号及び暗証符号を入力すること。

二 省 略

2 | 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、前項の規定により申請書面等記載事項を入力して送信する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合には、同項の規定にかかわらず、前条第二項の出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、同条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）に記録された当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行うことができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 一 解像度が、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十

なければならないこととされている事項を入力して送信することにより、当該届出を行わなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第五条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等（前条第一項又は第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出を除く。）を行う者は、同条第二項の出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

- 一 当該電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条及び第八条第一項において同じ。）を用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合 識別符号及び暗証符号を入力すること。

二 同 上

五号)第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。)Z六〇一六附
属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキヤニング時の解像度であ
る二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上であること。

3| 二 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上であること。
前二項の申請等を行う者は、これらの規定にかかわらず、当該申請等につ
き規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等(以下こ
この条において「添付書面等」という。)に記載されている事項又は記載す
べき事項(以下この項及び次項において「添付書面等記載事項」とい
う。)を次に掲げる方法(前項の申請等を行う場合には、第二号に掲げる
方法)により送信し、又は提出することをもって、当該添付書面等の提出
に代えることができる。

一 当該添付書面等記載事項を当該申請等に併せて入力して送信する方法

二 当該添付書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに
類する方法により作成した電磁的記録(前項各号に掲げる要件を満たす
ように読み取り、又は作成したものに限り。)を当該申請等と併せて送
信する方法(前号に掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機に
おいて用いることができない場合に限る。)

三 当該添付書面等記載事項(国税庁長官が定める添付書面等に係るもの
に限る。)が記録された電磁的記録であつて、当該添付書面等を交付す
べき者から提供を受けたもの(当該添付書面等を交付すべき者により当
該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子署
名に係る電子証明書が当該情報と併せて提供されているものその他これ
に類するものとして国税庁長官が定めるものに限る。)を当該申請等と
併せて送信する方法

四 当該添付書面等記載事項(国税庁長官が定める添付書面等に係るもの
に限る。)の電磁的記録(当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方

2| 前項の申請等を行う者は、同項の規定にかかわらず、当該申請等につき
規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等(以下こ
この条において「添付書面等」という。)に記載されている事項又は記載す
べき事項(以下この項及び次項において「添付書面等記載事項」とい
う。)を次に掲げる方法により送信し、又は提出することをもって、当該添付
書面等の提出に代えることができる。

一 当該添付書面等記載事項を当該申請等に併せて入力して送信し、又は
提出する方法

二 当該添付書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに
類する方法により作成した電磁的記録(次に掲げる要件を満たすように
読み取り、又は作成したものに限り。)を当該申請等と併せて送信し、
又は提出する方法(前号に掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計
算機において用いることができない場合に限る。)

イ 解像度が、日本産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第八
十五号)第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。)Z六〇一
六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキヤニング時の解像
度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上であること。
ロ 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上であるこ
と。

三 当該添付書面等記載事項(国税庁長官が定める添付書面等に係るもの
に限る。)が記録された電磁的記録であつて、当該添付書面等を交付す
べき者から提供を受けたもの(当該添付書面等を交付すべき者により当
該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子署
名に係る電子証明書が当該情報と併せて提供されているものその他これ
に類するものとして国税庁長官が定めるものに限る。)を当該申請等と
併せて送信し、又は提出する方法

四 当該添付書面等記載事項(国税庁長官が定める添付書面等に係るもの
に限る。)の電磁的記録(当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方

法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、前項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り、記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

4| 申請書面等記載事項又は添付書面等記載事項を前三項に規定する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

5| 第三項（第一号に係る部分に限る。）の場合において、国税庁長官が定める添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を送信するときは、税務署長等は、国税庁長官が定める期間、当該送信に係る事項の確認のために必要があるときは、当該添付書面等を提示又は提出させることができる。

6| 第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、申請等を行った者が前項の規定による提示又は提出に応じない場合には、当該提示又は提出に応じない添付書面等については、適用しない。

第五条の二

電子情報処理組織を使用する方法により申請等（国税庁長官が定めるものに限る。以下この条において同じ。）を行う者は、前条の規定にかかわらず、認定特定電子計算機（特定電子計算機であつて国税庁長官の定める基準に適合するものであることにつき国税庁長官の認定を受けたものをいう。）に備えられたファイル（以下第三項までにおいて「特定ファイル」という。）に当該申請等に必要な情報（以下同項までにおいて「申請等情報」という。）を記録し、かつ、税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該申請等情報を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与することにより、当該申請等を行うことができる。この場合において、当該申請等については、当該特定ファイルに当該申請等情報が記録された時又は当該権限が付与された時のいずれか遅い時に、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該申請等情報が記録されたものとして、情報通信技術活用法第六条第三項の規定を適用する。

2| 前項の規定により特定ファイルに申請等情報を記録する場合におけるその記録に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

3| 第一項の申請等を行う者は、特定ファイルに記録した申請等情報の電磁的記録を同項の権限を付与した状態で国税庁長官が定める期間保存しなけ

法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り、記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

3| 第一項の書面等に記載すべきこととされている事項又は添付書面等記載事項を前二項に規定する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

4| 第二項（第一号に係る部分に限る。）の場合において、国税庁長官が定める添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を送信するときは、税務署長等は、国税庁長官が定める期間、当該送信に係る事項の確認のために必要があるときは、当該添付書面等を提示又は提出させることができる。

5| 第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、申請等を行った者が前項の規定による提示又は提出に応じない場合には、当該提示又は提出に応じない添付書面等については、適用しない。

ればならない。

4| 第一項の認定を受けようとする者（当該認定に係る電子計算機を管理する者に限る。第十項において同じ。）は、次に掲げる事項を国税庁長官に申請しなければならない。

一 当該認定を受けようとする者の氏名、住所又は居所及び法人番号

二 当該認定に係る電子計算機の名称

三 当該認定に係る電子計算機が第一項の国税庁長官の定める基準に適合することを証する事項

四 その他参考となるべき事項

5| 国税庁長官は、前項の申請があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、当該申請に係る電子計算機について第一項の認定をし、又は当該申請に係る電子計算機が同項の国税庁長官の定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請を却下する。

6| 国税庁長官は、第一項の認定をした場合において、同項の申請等を行う者の利便性の向上に資すると認めるときは、当該認定をした電子計算機（以下この条において「認定電子計算機」という。）について当該認定を受けた者（以下この条において「認定事業者」という。）の氏名及び住所又は居所、当該認定電子計算機の名称並びに当該認定の日の公表をすることができる。

7| 認定事業者は、第四項各号に掲げる事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。

8| 国税庁長官は、前項の届出があつた場合において、第六項の公表をしている事項に変更が生じたときは、その旨、当該届出による変更後の認定事業者の氏名及び住所又は居所、その変更後の認定電子計算機の名称並びにその変更の日の公表をしなければならない。

9| 国税庁長官は、第一項の認定をした後、認定電子計算機が同項の国税庁長官の定める基準に適合しなくなつたときは、当該認定を取り消すことができる。

10| 国税庁長官は、第五項又は前項の処分をするときは、第一項の認定を受けようとする者又は認定事業者に対し、その旨を通知する。

11| 国税庁長官は、第九項の処分をした場合（第一項の認定につき第六項の公表をしている場合に限る。）には、その旨、認定事業者であつた者の氏名及び住所又は居所、当該処分に係る認定電子計算機の名称並びに当該処

分の日の公表をしなければならない。

(申請等において氏名等を明らかにする措置)

第六条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること。

二 第四条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。

三 電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を送信して申請等を行うこと。

四 税務署長に対して、前条第一項に規定する特定ファイルに記録された同項に規定する申請等情報を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与して、同項に規定する申請等を行うこと。

(電子情報処理組織による国税の納付手続)

第八条 省 略

2 前項又は国税通則法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る)。

の規定により所得税を納付しようとする者であつて、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十条又は租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)第二十五条の十の十一第六項若しくは第二十六条の十第一項の規定に該当するものは、これらの規定に規定する計算書については、第五条の規定により申請等を行わなければならない。

(処分通知等において氏名等を明らかにする措置)

第十二条 処分通知等において記載すべき事項とされた署名等に代わる措置であつて、情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて特定電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

(申請等において氏名等を明らかにする措置)

第六条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は第四条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと若しくは電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を送信して申請等を行うことをいう。

(電子情報処理組織による国税の納付手続)

第八条 同 上

2 前項又は国税通則法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る)。

の規定により所得税を納付しようとする者であつて、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十条又は租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)第二十五条の十の十一第六項若しくは第二十六条の十第一項の規定に該当するものは、これらの規定に規定する計算書については、第五条の規定により申請等を行わなければならない。

(処分通知等において氏名等を明らかにする措置)

第十二条 処分通知等において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであつて、情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて特定電子計算機に備えられたファイルに記録することをいう。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条第三項の規定 令和三年七月一日

二 次条第二項の規定 令和三年十月一日

三 第四条の改正規定（同条第一項中「限る」の下に「ものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む」を加える部分及び同条第三項に係る部分を除く。）、第五条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定（「第六項」を「第七項」に改める部分及び同項第一号に係る部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、第六条の改正規定及び第八条第二項の改正規定並びに附則第三条（地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号））第八条第一項の改正規定及び同条第七項の改正規定に限る。）の規定 令和四年一月一日

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和三年十二月三十一日までの間における改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下「新令」という。）第三条第一項の規定の適用については、同項中「次条第九項、第五条第一項及び第二項並びに第五条の二第一項」とあるのは、「次条第八項並びに第五条第一項及び第二項」とする。

2 新令第五条の二第一項の規定により同項に規定する申請等を行うとする者は、令和四年一月一日前においても、新令第四条第五項の規定の例により、同項の届出その他必要な行為をすることができる。この場合において、同項の規定の例によりされた当該届出は、同日において同項の規定により行われたものとみなす。

3 新令第五条の二第一項の認定を受けようとする者並びに同条第五項、第六項及び第十項の国税庁長官は、令和四年一月一日前においても、同条第四項から第六項まで及び第十項の規定の例により、同条第四項の申請、同条第五項の認定又は却下、同条第六項の公表、同条第十項の通知その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によ

りされた当該申請、認定、却下、公表及び通知は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

(地方法人税法施行規則の一部改正)

第三条 地方法人税法施行規則の一部を次のように改正する。

(電子情報処理組織による申告)

第八条 法第十九条の二第二項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項(以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。)を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定の例による。

2 省 略

3 法第十九条の二第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 省 略

二 添付書類記載事項 次に掲げる方法

イ 省 略

ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第七号に規定する電磁的記録(これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。)を法第十九条の二第二項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法(イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。)

4 省 略

5 法第十九条の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関

(電子情報処理組織による申告)

第八条 法第十九条の二第二項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項(以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。)を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条の規定の例による。

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第七号に規定する電磁的記録(これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。)を法第十九条の二第二項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法(イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。)

4 同 上

5 法第十九条の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関

する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

6 省 略

7 法第十九条の二第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提示する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条（第四号に係る部分を除く。）

8 省 略

の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

6 同 上

7 法第十九条の二第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提示する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 同 上